

道路占用許可・道路工事施工承認  
申請の手引き

令和6年 4月  
東松島市建設課

## I 道路法32条及び24条について

### 1 道路占用許可申請（32条）について（2部提出、申請控えが必要な場合3部）

#### （1）概要

市道敷下・上へ新規に構造物等を設置する場合に申請が必要になります。また、既設占用物件の布設替工事の場合は変更申請が必要になります。

#### （2）申請方法

別紙許可申請書に必要事項を記入の上、必要部数提出して下さい。

添付書類も必要部数提出して下さい。（位置図・平面図・断面図・写真等）

### 2 道路工事施工承認申請（24条）について（2部提出、申請控えが必要な場合3部）

#### （1）概要

各種占用物件の仮復旧個所の本復旧等、構造物の設置を伴わず主に市道敷地内の掘削の場合に申請が必要となります。

#### （2）申請方法等

別紙許可申請書に必要事項を記入の上、必要部数提出して下さい。

添付書類も必要部数提出して下さい。（位置図・平面図・断面図・写真等）

### 3 事務手順

占用申請 許可申請 → 許可 → 着手届 → 工事施工 → 完了届（仮復旧 or 本復旧）

施工承認 許可申請 → 許可 → 着手届 → 工事施工 → 完了届（本復旧）

※許可までは2週間程度必要となります。（道路管理者1週間及び交通管理者1週間）

※着手届へは道路使用の許可の写しと工程表（代理人名記載）を添付して下さい。

### 4 占用位置について

（1）変更により廃止となる占用物件は残置せず必ず撤去して下さい。やむを得ない事情で撤去できない場合は、道路管理者の承諾を得た上で既設占用物件の上に新設占用物件を埋設して下さい。その際は、占用図面に未撤去の廃止占用物件の詳細を記載して下さい。（参考図1）

水道管本管については、道路管理者との協議により、モルタル充填による存置を可能とする。尚、石綿管、50mm未満の口径の水道管については、存置対象外とする。

（2）側溝や路肩構造物等より30cm以上離隔をとり掘削して下さい。（参考図1）

（3）車道上で車輪が通る位置（路面）にはマンホール等構造物の設置は極力行わないで下さい。特に車両の制動を必要とする場所には設置しないで下さい。（参考図7）

（4）道路の斜め横断は原則行わないで下さい。やむを得ず斜め横断する場合の復旧範囲等については道路管理者と協議を行って下さい。（参考図6）

（5）曲線道路へ占用物件を布設する場合には、路肩構造物等及びセンターラインからの距離で布設計画をして下さい。（参考図1、5）

（6）開発地（分譲地）等で複数の引込、取付管等を設置する場合は掘削箇所を最小限にし、全体的な舗装復旧を行って下さい。

（7）既設占用物件を廃止し、新たに新設占用する場合は、廃止箇所に近い位置での新設を計画し、

廃止及び新設箇所を含めた舗装復旧を行って下さい。（参考図1）

(8) 車道の建築限界は4.5m、歩道の建築限界は2.5mとなっています。

## 5 舗装復旧について

### (1) 舗装構成

- a 車道の舗装構成については、路線毎の舗装カードを参考に復旧して下さい。尚、掘削時に現況舗装構成が復旧舗装構成と異なる場合は、道路管理者と協議を行い復旧舗装構成の決定を行って下さい。（改良予定の舗装構成で復旧指示している場合もあります。）
- b 歩道の舗装構成（乗入部以外）については、下記のとおりとして下さい。ただし、乗入部については、【宮城県土木部「土木設計マニュアル（設計施工編）」】を参考としますので、道路管理者と協議を行って下さい。

表層：再生細粒度 As13F t= 3cm

路盤：再生碎石 RC-40~0 t=10cm

### (2) 仮復旧

- a 仮復旧は工事終了後直ちに行い、仮復旧が終了するまでは交通解放しないで下さい。尚、表層部分を碎石系での交通解放は原則行わないで下さい。
- b 仮復旧材料は復旧舗装構成の合材部分を常温合材又は加熱合材として下さい。
- c 仮復旧終了後本復旧までの間は、占有者において常に保守点検を行い、十分な維持管理を行い補修が必要な時は直ちに行って下さい。

※上記 a、b によらない場合は、道路管理者と協議により決定して下さい。

### (3) 本復旧

- a 復旧範囲は掘削線から両側50cm以上とします。尚、幅員4m以上の1車線道路で、掘削線が影響幅50cmをとって車線中央を超えない場合は片面復旧とし、車線中央を超える場合や幅員4m未満の1車線道路は全幅復旧とします。

2車線道路の場合は1車線復旧とします。ただし、2車線道路において本復旧の範囲がセンターラインを越える場合は2車線全幅復旧として下さい。尚、道路の状況（交通量）、掘削位置等（交差点）によっては、上記によらず復旧範囲の追加を指示することがあります。

（参考図2～5、7）

- b 仮復旧後おおむね3ヶ月以上9ヶ月以内に実施して下さい。
- c 本復旧の際は、温度管理を行い施工して下さい。又、降雨・降雪及び気温5℃以下の時は工事を行わないで下さい。
- d 本復旧終了後直ちに完了届を提出し完成検査を受けて下さい。
- e 完成検査は道路占用・道路施工承認工事完了届提出後概ね1ヶ月以内に行います。

（原則机上検査としますが、実地検査の際は連絡をします。尚、検査証の交付はありません。）

- f 本復旧の完了届には以下の図面及び写真を添付して下さい。
- ・本復旧前の仮復旧の幅及び延長が確認できる図面及び計測写真。
  - ・表層厚・上層路盤厚等が確認できる図面及び写真。
  - ・本復旧の延長及び幅が確認できる図面及び写真。

## 6 掘削規制（掘返規制）について

### (1) 掘削を制限する期間

本復旧後のアスファルト舗装及びコンクリート舗装は3年間としています。

なお、規制が解除された箇所であっても舗装が良好な場合は、引き続き可能な限り規制を行っています。新設道路の掘削制限は、舗装工事が完了した日より供用を開始した日（原則、市道認定後の供用開始日）から起算して上記期間を経過した日までとしています。

※市道認定まで期間がある場合は、道路管理者と協議して下さい。

### (2) 規制中に掘削する場合の条件（緊急工事のみとし計画的な工事は対象外とします。）

掘削規制期間中にやむを得ず掘削しなければならない場合の本復旧については、通常の復旧幅でなく、最低でも掘削中心から縦断方向へ前後6mの幅（12m以上）で、1車線道路の場合は全幅、2車線道路で1車線掘削の場合は1車線全幅、また、2車線掘削の場合2車線全幅復旧して下さい。（2車線復旧の縦断延長は同一延長とします。）

## 7 注意事項

- (1) 道路附帯構造物（側溝等）の下に占用物を布設する場合は、原則として布設替えによるか、推進工法により行って下さい。なお、同工法を採用出来ない場合は道路管理者と協議を行い工法決定して下さい。
- (2) 引込、取付管の占用
  - ア 水路及び側溝等の下は鞘管を使用した推進工法により施工し、えぐり掘りはしないで下さい。
  - イ 推進工法で施工ができない場合は側溝等の布設替とし、不当沈下が起こらないよう側溝等基礎底面まで洗砂により埋め戻しを行い水締めにより施工して下さい。
  - ウ 道路附帯構造物等と占用物件との離隔は基礎構造物より30cm以上を確保して下さい。
- (3) 仮復旧は、工事によって生じた破損箇所も含め行って下さい。
- (4) 掘削箇所に湧水又はたまり水が確認された場合には、土砂の流出又は地盤の緩みを防止するために水替え等の必要な措置を講じて下さい。
- (5) 仮復旧の舗装面は現況路面にすり合わせるものとし、余盛り等はしないで下さい。
- (6) 側溝、水路に掘削土砂や埋戻土等が入らない対策を図り、工事完了後は点検及び清掃を行って下さい。
- (7) 現況の舗装構成及び路床にセメント改良や瀝青安定処理などが確認された場合は、仮復旧の埋戻し及び舗装構成について、速やかに道路管理者と協議し埋戻し材料や舗装構成の指示を受けて下さい。（改良予定の舗装構成で復旧指示の場合もあります。）
- (8) 舗装切断は掘削箇所の範囲に留まるよう注意し、必要以上に切断したときは、その範囲の舗装も剥ぎ取り打ち換えを行って下さい。



- (9) 明確に工事の不良が起因したと認められる道路の破損等に関しては、本復旧後であっても原因者において修復して下さい。
- (10) 夜間工事については、事前に地元の了解、周知徹底を図ったうえで施工して下さい。
- (11) 通行止め区間については、地元車両等の通行に配慮したうえで、十分な安全確保を行って下さい。
- (12) 予告看板は遅くとも工事1週間前までには設置し、地元区長等と相談の上、必要に応じて回覧等で工事の周知を図って下さい。また、工事看板等には工事の目的、施工者、工事期間、通行規制の方法及び時間帯、責任者、連絡先等を必ず明示して下さい。
- (13) 工事施工時に境界杭等を一時移設することが必要な際には、利害関係人立会いのもと十分な注意をはらい必ず復元して下さい。尚、万が一境界杭等がなくなったときは、土地家屋調査士や測量士などの有資格者により復元して下さい。

## 8 瑕疵担保

占用工事等に瑕疵があるときは、占用者に対し瑕疵の補償を請求または補修を請求します。もしくはその補修とともに損害の賠償を請求します。(道路付属施設等の不当沈下等)

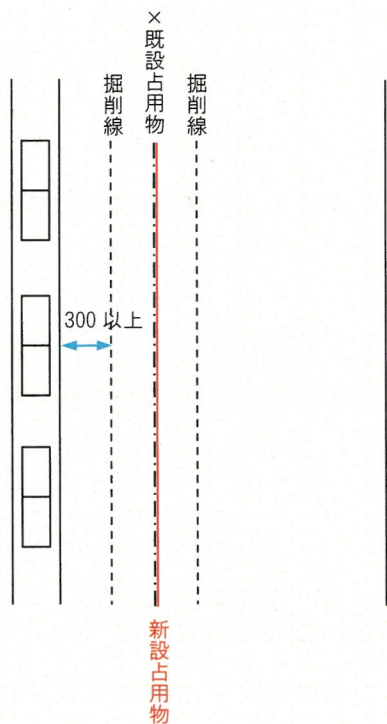
その期間は、工事完成届受理の日または検査合格の日から1年以内としますが、工事の不良が原因と判断できるものは、その期間を過ぎても占用者に当該請求をします。

占用物件等に伴う第三者被害が発生した場合は道路管理に瑕疵があるもの以外については占用者に第三者被害等の措置を講じて頂きます。



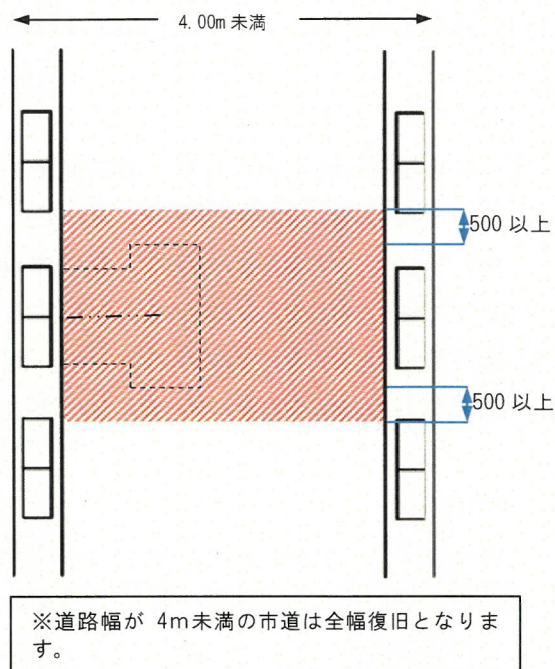
(参考図 1)

1 車線道路 (中央線が無い道路)



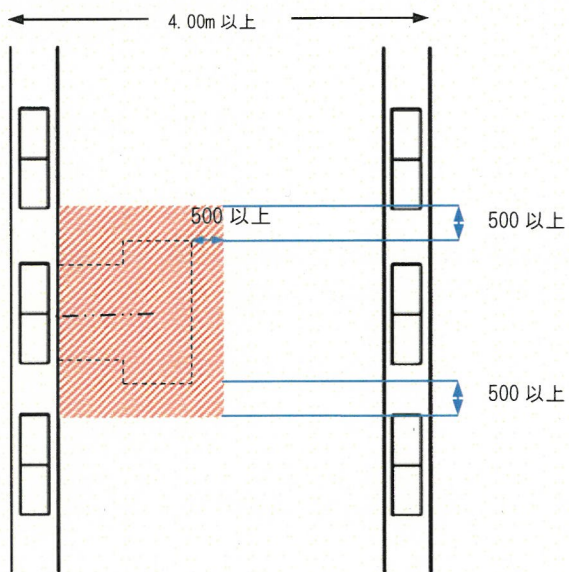
(参考図 2)

1 車線道路 (中央線が無い 4m 未満の道路)



(参考図 3)

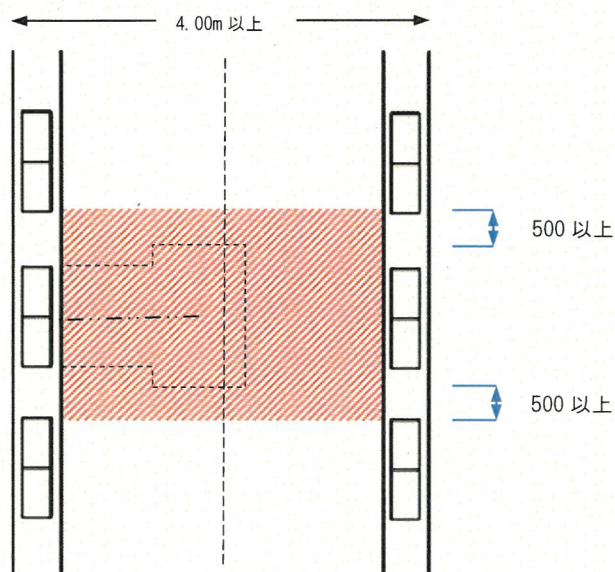
1 車線道路 (中央線が無い 4m 以上の道路)



※道路幅が 4m 以上の市道で、影響幅を取って、道路中央を超えない場合は、道路中央までの復旧となります。  
 (道路中央付近に、舗装の継ぎ目がある場合は、その部分を中央とみなします。)

(参考図 4)

1 車線道路 (中央線が無い 4m 以上の道路)

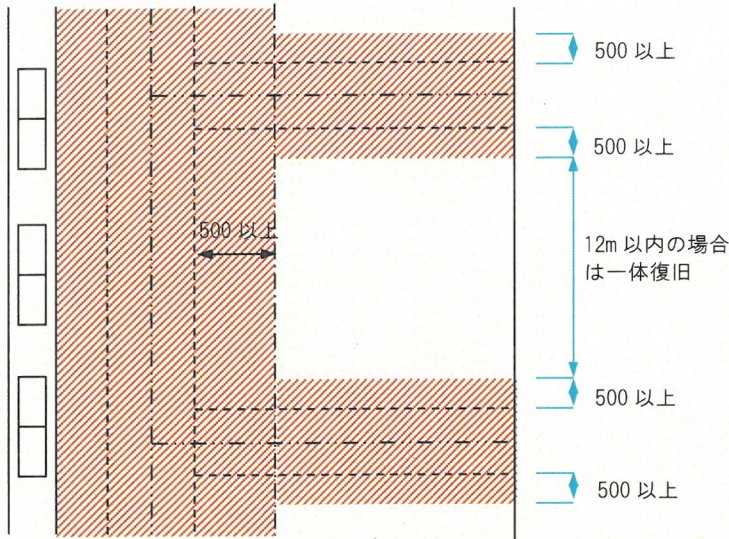


※道路幅が 4m 以上の市道で、影響幅を取って、道路中央を超える場合は、全幅復旧となります。



(参考図5)

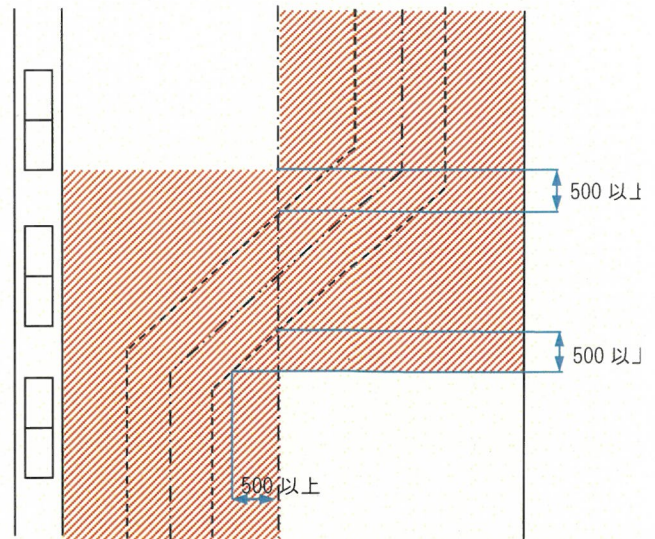
2車線道路(中央線が有る道路)



※掘削線がセンターラインから500未満の場合は両側全幅復旧となります。  
 ※横断部の復旧箇所がそれぞれ12m以内の場合は全幅復旧となります。

(参考図6)

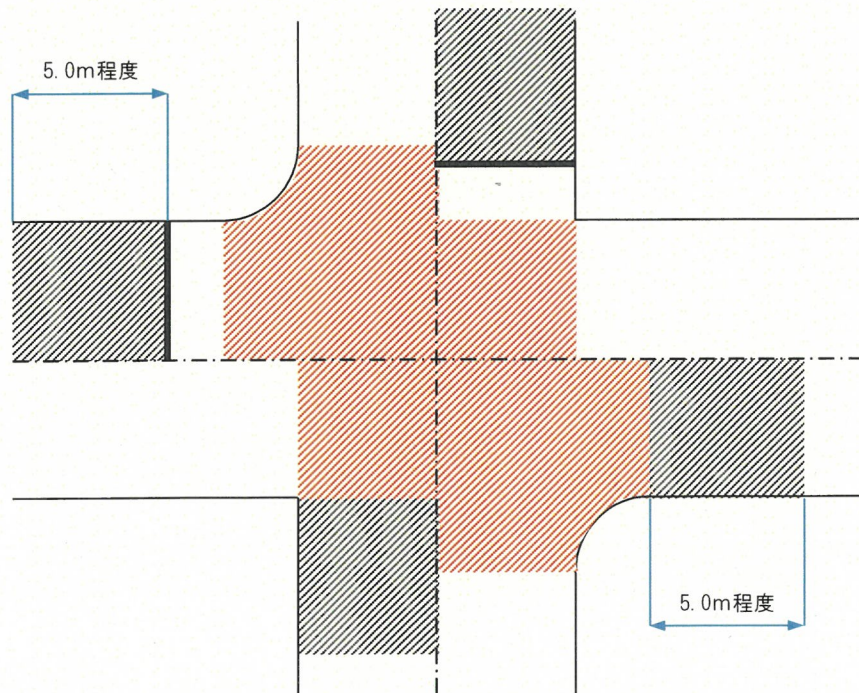
2車線道路斜め横断(中央線が有る道路)



※2車線にまたがる斜め横断の場合の復旧は掘削線がセンターラインと交差する箇所から500以上余裕幅を設けそれぞれ全幅復旧となります。  
 (45°斜め横断の場合)

(参考図7)

2車線道の交差点の場合



※1 車両の制動を必要とする範囲(黒ハッチング)にはマンホール等の構造物設置は出来ません。  
 (交差点又は停止線から5.0m程度)  
 ※2 交差点内(赤ハッチング)にマンホール等の構造物設置の際は耐スリップ性能を有した構造物のみ許可をしています。  
 ※3 本復旧範囲が交差点内(赤ハッチング)の場合は交差点内(赤ハッチング)全面復旧となります。  
 (交差点内は舗装の歪みが伝わり破損しやすいため。)

